

処 分 基 準

令和 8 年 6 月 1 日作成

法 令 名：警備業法
根 拠 条 項：第 2 2 条第 7 項
処 分 の 概 要：警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： 警備業法第 3 条第 1 号～第 6 号（警備業の要件）、第 2 2 条第 2 項（警備員指導教育責任者資格者証の交付）
処 分 基 準： 警備業法第 2 2 条第 7 項各号のいずれかに該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合は、資格者証の返納命令を行うものとする。 ここで、同項第 3 号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等、その警備員指導教育責任者の態様、動機等によって悪質な法令違反を犯した場合をいう。
問い合わせ先：生活安全部生活安全総務課防犯営業第一係 （電話 0 3 - 3 5 8 1 - 4 3 2 1 内線 3 0 3 1 2、3 0 3 1 3）
備 考：